

用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算に当たり、業務の委託先である子会社において発生している費用を適切に反映するよう改善させたもの

科 目	仕掛道路資産
部 局 等	首都高速道路株式会社本社、更新・建設局
契 約 名	用地事務補助業務（2023年度）等3契約
契 約 の 概 要	高速道路の新設等に必要なとなる用地の取得等を行う事務の補助業務等を子会社に委託するもの
契 約 の 相 手 方	首都高アソシエイト株式会社
契 約 金 額	13億6827万余円（令和5、6両年度）
上記のうち高速道路事業に係る金額	4億4052万余円
用地事務補助業務等の業務費の積算額	13億8523万円（令和5、6両年度）
上記のうち高速道路事業に係る積算額	4億4601万余円
低減できた積算額	1億4380万円（令和5、6両年度）

1 子会社に委託する用地事務補助業務等の概要

(1) 高速道路事業の概要

首都高速道路株式会社（以下「首都会社」という。）は、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理（以下、これらを合わせて「高速道路事業」という。）を行っている。

高速道路事業に要する費用については、原則として、令和9年9月30日までに徴収される料金収入で賄われることとなっていて、料金の設定に当たっては、首都会社の利潤を含めないこととなっている。

首都会社は、高速道路事業の一部を連結決算の対象となる子会社に委託して実施する場合についても、子会社は親会社と経営が一体のものであることから、契約に当たっては、子会社の利益を見込まないことにしている。

(2) 用地事務補助業務等の概要

首都会社は、高速道路の新設等に必要な用地の取得等を行う事務を実施している。そして、当該事務の補助として土地及び建物の所有権者の調査等を行う業務（以下「用地事務補助業務」という。）について、高速道路事業に係る業務及び高速道路事業以外に係る業務を合わせて委託することにより実施している。首都会社は、用地事務補助業務を2年度以前は子会社以外の者に委託していたが、3年度以降は毎年度、2年12月に子会社として設立した首都高アソシエイト株式会社（以下「アソシエイト社」という。）に委託している。

また、首都会社は、高速道路事業の予定地の取得等を阻害する要因に関する調査等を行う業務（以下「用地アセスメント業務」といい、用地事務補助業務と合わせて

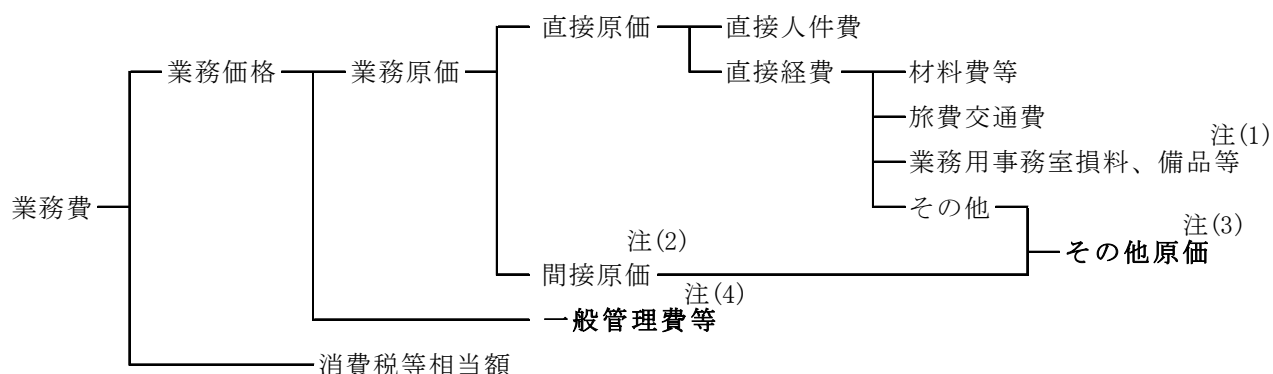
「用地事務補助業務等」という。)を、5年度にアソシエイト社に委託している。

(3) 用地事務補助業務等の業務費の積算の概要

首都会社は、用地事務補助業務については首都会社が制定した用地事務補助業務費積算基準（平成17年10月制定。以下「用地事務積算基準」という。）に基づき、また、用地アセスメント業務については国土交通省関東地方整備局が制定した用地アセスメント調査等業務費積算基準（以下、用地事務積算基準と合わせて「用地事務積算基準等」という。）を準用して、それぞれ業務費を積算することになっている。

用地事務積算基準等によれば、用地事務補助業務等の業務費の構成は、図表1のとおりとされている。このうち、その他原価は直接人件費にその他原価率を、一般管理費等は業務原価に一般管理費等率を、それぞれ乗じて積算することとされている（図表2参照）。そして、その他原価率は、業務原価（直接経費の積上げ計上分を除く。）に対するその他原価の割合である α を、一般管理費等率は、業務価格に対する一般管理費等の割合である β を、それぞれ用いて算出することとされていて、 α 及び β の値はいずれも35%とされている。

図表1 用地事務補助業務等の業務費の構成



注 (1) 業務用事務室損料、備品等は用地事務積算基準のみに記載されている。

注 (2) 受注者の業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費

注 (3) 間接原価及び直接経費（積上げ計上分を除く。）で構成される。

注 (4) 受注者の業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、通信交通費、地代家賃等の一般管理費及び付加利益

図表2 その他原価及び一般管理費等の積算方法

$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \frac{\text{その他原価率}}{1 - \alpha}$	$\alpha = \frac{\text{その他原価}}{\text{業務原価}} = 35\%$ (直接経費の積上げ計上分を除く。)
$\text{一般管理費等} = \text{業務原価} \times \frac{\text{一般管理費等率}}{1 - \beta}$	$\beta = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{業務価格}} = 35\%$

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算において、子会社であるアソシエイト社が用地事務補助業務等を実施する上で発生している費用が適切に反映されているかなどに着眼して、5、6両年度の用地事務補助業務及び5年度の用地アセスメント業務の計3契約（契約金額計13億6827万余円、うち高速道路事業に係る金額計4億4052万余円）を対象として、首都会社本社及び更新・建設局にお

いて、契約書、設計書等を、また、アソシエイト社において、用地事務補助業務等を実施する上で発生している費用に係る資料等の関係書類をそれぞれ確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、用地事務積算基準等において α 及び β の値とされている35%は、アソシエイト社が設立される前の平成27年に定められたものなどであり、いずれも子会社以外の者へ委託する契約を前提とした値であった。そして、首都会社は、アソシエイト社に委託した3契約の業務費の積算に当たり、用地事務積算基準等に基づいて3契約全ての α 及び β の値を35%とし、その他原価率及び一般管理費等率を、図表2の算定式により、いずれも53.85%と算出して、3契約の業務費を計13億8523万円と積算していた。このうち、高速道路事業に係る業務費の積算額は計4億4601万余円（うちその他原価計8823万余円、一般管理費等計1億4191万余円）となっていた。

上記の積算における α 及び β の値の妥当性を確認するために、アソシエイト社の令和5、6両年度の決算資料における売上原価及び一般管理費を業務別の売上高の比率で案分するなどして算出した3契約に係る費用を、図表1の業務価格の構成に合わせて直接原価、間接原価及び一般管理費等に区分するなどして α 及び β の値を試算したところ、 α は30%又は31%、 β は9%又は10%となった。これにより、その他原価率は42.86%又は44.93%、一般管理費等率は9.89%又は11.11%となった。試算したその他原価率及び一般管理費等率に基づき、3契約の高速道路事業に係るその他原価及び一般管理費等を試算すると、図表3のとおり、その他原価は計7267万余円、一般管理費等は計2667万余円とな

り、用地事務積算基準等に定められた α 及び β の値に基づく前記の積算額（その他原価計8823万余円、一般管理費等計1億4191万余円）を大幅に下回る結果となった。

図表3 用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の首都会社の積算額とアソシエイト社において発生している費用に基づく試算額の比較

業務名等		α (%)	その他 原価率 (%)	その他原価 (円)	β (%)	一般管理 費等率 (%)	一般管理費 等 (円)	業務費 (円)
5年度 用地事務補助業務	首都会社 積算	35	53.85	24,486,242	35	53.85	39,385,480	123,778,498
	本院試算	30	42.86	19,488,956	9	9.89	6,737,919	82,369,168
6年度 用地事務補助業務	首都会社 積算	35	53.85	62,476,553	35	53.85	100,491,262	315,819,664
	本院試算	31	44.93	52,127,605	10	11.11	19,581,356	215,434,925
5年度 用地アセスメント業 務	首都会社 積算	35	53.85	1,269,949	35	53.85	2,034,170	6,413,000
	本院試算	31	44.93	1,059,588	9	9.89	354,531	4,334,000
計	首都会社 積算			88,232,744			141,910,912	446,011,162
	本院試算			72,676,149			26,673,806	302,138,093
差額				15,556,595			115,237,106	143,873,069

このように、用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算額がアソシエイト社において発生している費用に基づく試算額を大幅に上回っていて、これによりアソシエイト社に利益が見込まれる事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（低減できた積算額）

3契約の高速道路事業に係る業務費について、アソシエイト社において発生している費用を反映させた α 及び β に基づくその他原価及び一般管理費等により試算すると、積算額は計3億0213万余円となり、前記の積算額計4億4601万余円を約1億4380万円低減できたと認められた（図表3参照）。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、首都会社において、アソシエイト社設立後の用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算に当たり、アソシエイト社において発生している費用を適切に反映した積算を行うことの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、首都会社は、8年度以降の用地事務補助業務等の高速道路事業に係る業務費の積算に当たり、子会社であるアソシエイト社において発生している費用を適切に反映するよう、次のような処置を講じた。

ア 8年1月に、用地事務積算基準の改正を行い、その他原価及び一般管理費等を毎年度過去の実績等を基に算出することとした。

イ 同年2月に、用地アセスメント業務について、関係部署に対して通知を発するなどして、アの改正後の用地事務積算基準と同様の運用とすることとした。